

公告

公立陶生病院人事給与システム更新業務委託に関する公募型プロポーザル（以下「公募型プロポーザル」という。）については、次のとおりである。

令和6年7月23日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 川本 雅之

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

公立陶生病院人事給与システム更新業務委託

(2) 目的

次期人事給与システムへの更新を実施するとともに、事務工数過多の要因ともなっている現行人事給与システム上の課題を解決することにより、人的コストの削減及び利便性の向上を図るもの。

(3) 履行期間等

ア 構築期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

イ 本稼働日

令和7年4月1日

(4) 見積限度額

35,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

※ この金額には、現行人事給与システムから移行対象のデータを出力するための費用は含まない。

(5) 参加資格の確認申請提出期間

令和6年7月23日（火）から令和6年8月1日（木）午後5時まで

(6) 企画提案書提出期間

令和6年8月2日（金）から令和6年8月20日（火）午後5時まで

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年8月1日時点において、あいち電子調達共同システム（物品等）の瀬戸市における入札参加資格者名簿に、業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中

- 分類) 「08：コンピュータサービス」が登録されている者であること。
- (3) 公告日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) その他の法令、規則等に違反していない者であること。
 - (7) 平成26年度から令和5年度までの間に、国又は他の地方公共団体その他公共団体において、同種業務又は類似業務を受託した実績があること。

3 実施方法

「公立陶生病院人事給与システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施する。なお、実施要領については、公立陶生病院公式ホームページ（<https://www.tosei.or.jp/>）に掲載することとする。

4 問い合わせ・各種書類等提出先

〒489-8642

愛知県瀬戸市西追分町160番地

公立陶生病院 事務局管理部人事課人事係（担当：中島）

電話番号：0561-82-5101（代表）

0561-82-1969（直通）

F A X：0561-82-9139

メールアドレス：shokuin@tosei.or.jp

公式ホームページ：<https://www.tosei.or.jp/>